

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	提案書の作成に際し、前年度の報告書等を縦覧することは可能でしょうか。	仕様書8. (3) のとおり、令和7年度の資料等については、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することができます。 ただし、令和6年度以前の報告書等については、閲覧することはできません。
2	記録誌においては年代・性別区分、報告書においては職業区分の記録が想定されていますが、受電者の判断による判定でよいでしょうか。	受電者の判断による判定で構いません。